

商法彙編

卷三

東北帝國大學
教授法學博士
小町谷操三著

商法講義

卷三
海商

書肆
有斐閣

日本出版會會員番號 第一三七〇〇七號

昭和十九年二月二十日 印刷

昭和十九年二月二十五日 發行

【貳〇〇部】

商法講義 卷三 海商

●定價 金五圓二十錢

●特別行爲 二十五錢

●稅相當額 金五圓四十五錢

合計

小町谷操三

江草四郎

東京都神田區神保町二丁目十七番地

印刷者

白井赫太郎

東京都神田區錦町三丁目十一番地

東京都神田區神保町二丁目十七番地

發行所

書肆

有

斐

閣

本店

本郷支店

電話九段三三・三三三
振替口座東京三七〇番
東京都本郷區大正門前
電話小石川一九二〇番

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

(認會承版用)
い 420307 號

著作権所有

精興社印刷 (東京41)

はしがき

□

私は大正十三年から東北帝國大學法文學部に於て毎年商法の講義をしてきた。その長いあひだ、私は出來うる限り先輩や同僚が書いた教科書を使用し、私は自分の考を述べて行く方針をとつた。それは之等の教科書が、いづれも學生諸君のために、その著者の非常に貴重な研究時間を奪つて書かれたものであるのに、私が更に研究時間を教科書のために割くのは、その著者たちの大きな犠牲を無にすることだからである。

然るに商法は手形法及び小切手法の改正について、第一編及び第二編の廣い範圍に亙る改正を見、更に商行爲編及び海商編の條文の番號が悉く變更せられて終つたため、改正法によつて講義をして行くのには、どうしても自分で教科書を作るよりほか方法がなくなつた。かくして、必要に應じて講義の原稿の拔萃

を印刷してゐるうちに、いつしか商法の全部に亙る教科書が出来てしまつた。

□

かやうにして全部出来てみると、商法全般に亙る手頃な教科書のない現時に於て、殊に教科書の配給が不十分な事情の下に於ては、これを公刊することになり意義があると思つた。よつて、昨年の夏以來全般に亙つて修正を加へ、遂にこれを「商法講義」といふ書名を以て出版することにした。

私は最初これを上下二卷にするつもりで原稿の整理をした。然るに頁數が多いため、印刷に取りかかる直前に豫定を變更して、これを四卷に分けることとした。且つ時局下の印刷能力を考へ、今年の秋から始める第三學年の講義に間にあはせるため、已むを得ず卷三の海商から印刷し、逐次手形・小切手・總則・會社・商行爲・保險の順序で出版することにした。

□

この「商法講義」は、上に述べたやうに私の講義の原稿の拔萃である。即ち最初から學生が商法の講義を聴く場合の便宜を考へて書いてある。故にこの書

物を讀む學生のうちにもし『この書物のうちからどれだけを習得したらよいか』と問ふ者があるならば、私は直ちに『全部を習得せよ』と答へる。蓋し教室で細かく説明を加へるやうな部分は、著者が既に悉く省略しておいたからである。私は學生からしばしば、商法の教科書がいづれも大部であるといふ歎聲を聞くのであるが、非常に條文の多い商法を、最初から僅か二三百頁の簡単な教科書で理解しようといふ心掛が間違つてゐる。商法は我々の常識で理解出來ない多數の技術的な規定から成つてゐるから、これに一通りの説明を加へるだけでも相當の頁數を要するのである。簡單に知るといふことは、一應學んだ後にいふべきことで、最初から簡易即成を望むのは大に慎むべきである。



この「商法講義」は商法について最少限を書いたものであるから、これを充分に理解するためには、講義を聴くことが絶対に必要である。また聴講の自由を有しない攻學者は、詳しい参考書の補助をうけなければならない。その参考書は、各巻の目次の次ぎにこれを示すとともに、特に参考すべき書名は、各巻の、はし

がき」のうちに舉げることにする。

海商法については、私の海商法要義が共同海損の終のところまで書いてあるから、そこまでは私の著書を参考にするのが便利であらう。そのほか田中誠二著・海商法提要、竹井廉・海商法及び石井照久著・海商法概論が、新法によつて書かれたよい参考書である。ただ三つの著書には、いづれも海上保険法が包含せられてゐない。もし後者を讀むのならば、同時に新法學全集中の、石井照久著・海上保険法をも讀むことを希望する。



私はこの「商法講義」を恩師松本烝治先生に捧げる。先生からは商法總則、商行為法、保険法、海商法を教へていただいた。また大學院で商法の専攻をするころになつた時に、最初の指導教官になつていただいた。爾來今日に至るまで、先生からは商法の研究について、絶えず御指導をうけてゐる。その先生にかやうな拙い書物を捧げるのは、甚だ申譯ないと思ふのであるが、ただいつのまにか出来上つた商法全部の教科書を、商法の手引をして下さつた先生に、見ていただき

たいといふ氣持から、この舉を敢えてしたのである。切に先生の御寛恕を乞ふ次第である。

□

この卷三の校正については、福島高等商業學校教授法學士重倉珉祐君及び法學士藏元安省君並に本學部の副手代員諸君並に學生諸君を煩はした。茲にして厚く謝意を表する。

昭和十八年八月二十六日

東北帝國大學法文學部研究室にて

小町谷操三

参 考 書

公刊せられた主要な参考書のうち、全般的なものだけを挙げる。詳細な文獻については、拙著・海商法要義の各巻に添附した参考書に譲る。

邦 書

- | | |
|--------------------|-------------|
| 石井照久・海商法概論 | 田中誠二・海商法提要 |
| 烏賀陽然良・海商法論 | 西島彌太郎・海商法要論 |
| 大橋光雄・海商法（未完） | 松波仁一郎・日本海商法 |
| 小町谷操三・海商法要義上、中、下卷一 | 松本蒸治・海商法 |
| 竹井 廉・海商法（新法學全集） | 森 清・海商法原論 |

欧 書

- Abbott, *Law of merchant ship and seamen*, 1901.
- Benedict-knauth, *The american admiralty*, 7 vols., 1940-1941.
- Bonnetcase, *Traité de droit commercial maritime*, 1923.
- Boyens, *Das deutsche Seerecht*, 2 Bde., 1897-1901.

- Danjon, *Traité de droit maritime*, 5 vols., 1926-1930.
- Hughes *Handbook of admiralty law*, 1920.
- Lyon-Caen et Renault, *Traité de droit commercial*, t. 5 et 6, 1931-1932.
- Maclachlan, *Law of merchant shipping*, 1932.
- Pappenheim, *Handbuch des Seerechts*, 2. u. 3. Bd., 1906-1918.
- Ripert, *Droit maritime*, 3 vols., 1929-1930.
- Robinson, *Handbook of admiralty in the United States*, 1936.
- Schaps, *Das deutsche Seerecht*, 1920.
- Smeesters et Winkelmoen, *Droit maritime et droit fluvial*, 3 vols., 1929-1938.
- Temperley, *Merchant shipping Act*, 1922.
- Wagner, *Handbuch des Seerechts*, 1. Bd., 1884.
- Wüstendörfer, *Seeschiffersrecht*, in Ehrenbergs *Handbuch des gesamten Handelsrechts*, 7. Bd., 2. Abt., 1923.

略 解

一 「商法講義」は總則・會社を第一卷、商行爲・保險を第二卷、海商を第三卷、手形・小切手を第四卷として刊行する關係上各卷をローマ數字で引用する。制註に例へば（Ⅱ二五〇番）とある場合には、第二卷の二五〇番の意味である。ローマ數字を付けない場合例へば（二五〇番）とある場合には、本卷の二五〇番の意味である。

二 私の著書の引用については左の略字を用ゐた。

「海商法要義」は「要義」

「海商法研究」は「研究」

「統一船荷證券法論」は「船荷證券」

「商事判例回顧」（伊澤教授と共著）は「回顧」

三 小町谷・伊澤編商事判例集及び商事判例集追録一は商判集及び商判集追録としておいた。

四 本卷中に著者名のみを引用した場合には、參考書に掲げたその著者の著書を意味する。

五 法令の略字及び條文の各項各號の引用は、一般の例に倣つた。

目次

緒論

第一章 海商法の地位……………一

第二章 海商法の特徴……………二

第三章 海商法の沿革……………五

第一節 形式的沿革……………五

第二節 實質的沿革……………六

第四章 海商法の淵源……………九

第五章 海商法の統一的傾向……………二一

第六章 海商法の組織……………二三

第一編 海上企業主體の組織……………一三

第一章 船舶……………三

第一節 船舶の意義……………三

第二節 船舶の性質……………六

第三節 船舶の國籍……………七

第四節 船舶の公示……………九

第五節 船舶の所有權の得喪……………一〇

第二章 海上企業者……………二四

第一節 總論……………二四

第二節 船舶所有者の有限責任……………二五

第一款 總說……………二五

第二款 委付權者……………三一

第三款 委付を對抗しうる債權……………三一

第四款 委付すべき財産（海產）……………三四

第五款 委付の手續……………三七

第六款	委付を許さない場合	三八
第七款	委付の效力	四〇
第一項	船舶所有者と委付をうける債権者との關係	四〇
第二項	債権者相互間の關係	四一
第三節	船舶共有者	四三
第一款	總 說	四三
第二款	船舶共有者の内部關係	四五
第三款	船舶共有者の外部關係	四七
第四款	船舶管理人	四七
第五款	解散及び清算	四九
第四節	船舶賃借人	四九
第一款	船舶賃借人の意義	四九
第二款	船舶賃借人の權利義務	五〇
第三款	船舶所有者と第三者との關係	五一
第三章	海上企業の補助者	五三

第一節 總論	三
--------	---

第二節 船長	四
--------	---

第一款 船長の地位	四
-----------	---

第二款 船長の職務及び權限	五
---------------	---

第一項 緒言	五
--------	---

第二項 船長の私法上の職務權限	六
-----------------	---

第一目 一般的職務權限	六
-------------	---

第二目 船舶所有者に對する職務權限	六
-------------------	---

第三目 積荷利害關係人のためにする權限	六
---------------------	---

第三款 船長の責任	六
-----------	---

第四章 海上企業の債權者	六
--------------	---

第一節 船舶債權	六
----------	---

第一款 總說	六
--------	---

第二款 船舶先取特權	七
------------	---

第一項 船舶先取特權を生ずる債權	七
------------------	---

第二項 船舶先取特權の目的物……………三七

第三項 船舶先取特權の順位……………三七

第四項 船舶先取特權の效力……………三七

第五項 船舶先取特權の消滅……………三七

第三款 船舶抵當權……………七九

第一項 緒言……………七九

第二項 船舶抵當權の目的物……………八一

第三項 船舶抵當權の順位……………八一

第四項 船舶抵當權の效力……………八一

第四款 製造中の船舶と船舶債權者……………八三

第二節 船舶に對する強制執行……………八五

第二編 海上企業自體……………八九

第一章 總論……………八九

第二章 海上物品運送契約……………九三

第一節	海上物品運送契約の意義	九三
-----	-------------	----

第二節	海上物品運送契約の種類	九三
-----	-------------	----

第一款	傭船契約	九三
-----	------	----

第二款	簡品運送契約	九七
-----	--------	----

第三節	海上物品運送契約の締結	九八
-----	-------------	----

第四節	海上運送人の義務	一〇一
-----	----------	-----

第一款	船積に關する義務	一〇一
-----	----------	-----

第一項	船舶の回航をなす義務	一〇一
-----	------------	-----

第二項	船積準備整頓通知義務	一〇三
-----	------------	-----

第三項	碇泊義務	一〇三
-----	------	-----

第四項	運送品の受取及び船積をなす義務	一〇四
-----	-----------------	-----

第五項	船荷證券交付義務	一〇七
-----	----------	-----

第一目	總説	一〇七
-----	----	-----

第二目	船荷證券の沿革	一〇八
-----	---------	-----

第三目	船荷證券の作成交付	一一〇
-----	-----------	-----